

助成金交付までの流れ

1 自己分析

- 【自己分析シート】を記入する。
 - ・自分自身を振り返る。
 - ・やりたい仕事、将来のイメージを作る。
 - ・職業訓練の目的を明確にする。



2 対象訓練の選定

- 自己分析を踏まえ、希望職種にあった訓練を次のいずれかから選定する。
 - ①厚生労働大臣指定教育訓練講座
 - ②労働安全衛生法に基づく技能講習



3 対象訓練を実施する施設への受講申込み

- 対象訓練施設へ直接、受講の申込みを行い、【対象訓練受講資格認定申請書】(第1号様式)の「対象訓練受講確認欄」を訓練施設の担当者に記入してもらう。



4 対象訓練受講資格の認定の申請

- 【対象訓練受講資格認定申請書】(第1号様式)及び【自己分析シート】を記入し、必要書類を添えて、受講を開始する前日までに、産業労政課に申請する。
- 申請書の内容審査後、受講資格が認定され、通知書が郵送される。



5 受講

- 対象訓練を受講し、令和8年3月13日までに修了する。



6 助成金の交付の申請

- 【フロンティア八戸職業訓練助成金交付申請書兼実績報告書】(第4号様式)に必要な書類を添えて、受講が修了した日から30日以内又は令和8年3月19日のいずれか早い日までに産業労政課に申請する。
- 申請書の内容審査後、助成金の交付が決定され、通知書が郵送される。



7 助成金の交付

- 請求に基づき助成金が交付される。

教育訓練給付金制度について

ハローワーク(公共職業安定所)では、一定の条件を満たす雇用保険の被保険者[※](在職者)又は被保険者であった方(離職者)が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合、本人自らが教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額(上限あり)を支給します。(※被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。)

フロンティア八戸職業訓練助成金との併用が可能ですので、詳しくは下記 URL をご覧いただくか、またはハローワーク八戸(電話:0178-22-8609)までご確認ください。

URL https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_education.html